

## ラクラス見付ケアプランセンター運営規程

### (事業の目的)

第1条 遠州鉄道株式会社が開設するラクラス見付ケアプランセンター(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営方針)

- 第2条 1 事業所は、市町村からの委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。
- 2 事業所は、要介護者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ラクラス見付ケアプランセンター
- (2) 所在地 磐田市見付 235-10

### (従業者の種類、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (2) 介護支援専門員 常勤1人以上  
利用者数が35又はその端数を増すごとに1人置く。  
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス提供事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
ただし、電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料)

第6条 1 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1)市町村からの委託を受けて行う訪問調査

(2)居宅サービス計画の作成(居宅サービス計画ガイドライン方式による居宅サービス計画作成)

(3)利用者の相談場所 利用者の居宅又は事業所の相談室等

サービス担当者会議の開催場所 利用者の居宅又は事業所の相談室等

サービス事業者との連絡調整 調整を行う

介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上

モニタリングの結果記録 利用者の状態を把握し、記録をする。

介護保険施設等の紹介 介護保険施設等の紹介の便宜を図る。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点からの往復について1km当たり100円(税別)を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、磐田市の区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

第8条 1 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2)継続研修 年2回以上

2 事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な処置を講じる。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含める。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は遠州鉄道株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。